

日本福祉医療専門学校 学則（平成 23 年度）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 本校は、時代の要求に応じ、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）並びに児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号第 13 条第 1 項第一号）に基づいて、介護福祉並びに保育に必要な専門的知識・技術及び態度を修得させ、介護福祉士並びに保育士として優れた人材の養成を行うとともに、現代医療並びに社会福祉事業関係従事者としての専門的知識・技術及び態度を有する有為な職業人を育成することを目的とする。

（名称）

第 2 条 本校は、日本福祉医療専門学校と称する。

（所在地）

第 3 条 本校の所在地は、新潟県新潟市西区榎尾 1425 番地とする。

（課程、学科名、修業年限及び定員等）

第 4 条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は、次のとおりとする。

課程	学科名	修業年限	入学定員	総定員	昼夜の別
教育・ 社会福祉	介護福祉学科	2 年	40 名	120 名	昼間
	こども保育学科	2 年	100 名	200 名	昼間
合 計			140 名	320 名	

2 各学科の在学年限は、修業年限数の 2 倍を超えないものとする。ただし、理由のある場合はこの限りではない。

第 2 章 学年、学期、休業日

（学年及び学期）

第 5 条 各学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2 学期を分けて、次の 2 期とする。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

（休業日）

第 6 条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 「国民の祝日に関する法律」に規定する日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 創立記念日 6 月 23 日

(4) 春期休業日 3 月 12 日から 3 月 31 日まで

(5) 夏期休業日 7 月 26 日から 8 月 31 日まで

(6) 秋期休業日 9 月 24 日から 9 月 30 日まで

(7) 冬期休業日 12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで

- (8) その他、学校長が臨時に定めた日
- 2 前項の規定に関わらず学校長が認める場合は、休業日であっても授業及び実習を行うことができる。
- 3 非常災害その他の急迫の事情があるときは、学校長は、臨時に授業及び実習を行わないことができる。

第3章 入学、休学、退学

(入学時期)

第7条 入学時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第8条 本校に入学することのできる者は、学校教育法第90条第1項の規定により、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- (8) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(出願手続)

第9条 入学志願者は、指定の期日までに本校所定の書類に入学選考料を添えて提出しなければならない。

(入学者の選考)

第10条 入学志願者の選考は通学部入学選考実施規程によって行い、その結果を総合的に判定し、学校長が合格者を決定する。

(編入学及び転入学)

第11条 介護福祉学科については、転入学、編入学を認めない。

- 2 こども保育学科は、2年次開始の時期において欠員のある場合に限り、次の各号の一に該当する志願者について選考を行い、教職員会議の議を経て、編入学又は転入学を許可することができる。

- (1) 幼児教育系又は福祉系大学2年次修了者

- (2) 幼児教育系又は福祉系短期大学卒業者
 - (3) 専修学校の専門課程（教育・社会福祉分野）卒業者で専門士を取得している者
（但し、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
- 3 前項の編入学又は転入学生の修業年限は、1年とする。
 - 4 第2項の編入学又は転入学生の在学年限は、3年を越えないものとする。
 - 5 第2項の編入学及び転入学の試験その他必要な事項は、編入学及び転入学に関する規程に定める。

（入学手続及び入学許可）

第12条 学則第10条及び第11条第2項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに保証人連署の誓約書その他の書類に、所定の学納金を添えて提出しなければならない。

- 2 学校長は、前項の入学手続を完了した者について入学を許可する。

（保証人）

第13条 保証人は独立の生計を営み、学生の身上に関して一切の責任を負うことができる身元確実な成年者でなければならない。

- 2 保証人に一身上の変動があった場合には直ちに届け出るとともに、その変動が死亡その他重大な事情によるものであるときには、あらためて保証人を定めなければならない。

（休学）

第14条 学生が病気その他やむを得ない事由で3ヶ月以上出席することができないときは、その理由を明記し、保証人連署及び在籍料（月額1,500円）を納付の上、休学を願い出て許可を受けなければならない。

- 2 前項の休学期間は、1回の願い出について1年以内を原則とし、通算して3年を限度とする。
- 3 休学期間は、在学できる期間に算入しない。
- 4 学校長は必要があると認めたときは、学生に休学を命ずることがある。

（復学）

第15条 前条の規定により休学中の学生が復学しようとするときは、その事情をあきらかにした書類に保証人連署の上、復学を願い出て許可を受けなければならない。

（退学）

第16条 病気その他のやむを得ない事由により、学生が退学しようとするときは、その理由を明記した書類に保証人連署の上、退学を願い出て許可を受けなければならない。

（再入学）

第17条 前条の規定により退学した者が再入学を願い出た場合には、次の各号の一に該当する者で、選考の上、これを許可することができる。

- (1) 自己都合により本校を退学した者で、出願時に退学後3年を越えない者
 - (2) 学納金未納のため除籍された者で、出願時に除籍後3年を越えない者
- 2 前項第1号及び第2号の定めにかかわらず、特別な理由がある者については、3年を超えても再入学の出願を認めることができる。
 - 3 退学または除籍前の学科と異なった学科に、再入学することはできない。
 - 4 再入学の試験その他に関しては、再入学に関する規程に定める。

(忌引)

第 18 条 忌引き日数は、次のとおりとする。

- (1) 父母（一親等）は 7 日以内
- (2) 祖父母・兄弟姉妹（二親等）は 3 日以内
- (3) 伯父叔父・伯母叔母（三親等）は 1 日以内

第 4 章 教育課程、単位修得、卒業

(教育課程及び授業単位数・時間数)

第 19 条 教育課程及び授業単位数・時間数は、別表（1）のとおりとする。

(単位)

第 20 条 各授業科目の単位数は、1 単位を 45 時間必要とする学修内容をもって構成することを基準とし、授業方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な修学等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間の範囲内で定める時間をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間の範囲内で定める時間をもって 1 単位とする。

(学修期間)

第 21 条 1 年間の学修期間は 30 週を原則とする。

(学修の評価)

第 22 条 別表（1）に掲げる授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。

- 2 学修の評価は、定期試験の成績及び平素の成績、作業成績、レポート、出席状況により科目担当教官が評定する。
- 3 学修の評価は次の区分によって評定し、可以上を合格とする。

優	80 点以上
良	70 点以上 80 点未満
可	60 点以上 70 点未満
不可	60 点未満

4 当該科目（介護実習等各実習含む）の履修認定については、別表(1)に定める授業時数の 5 分の 4 以上の出席を必要とする。

5 介護福祉学科において平成 20 年度以前の教育課程による科目を再履修する場合、平成 21 年度以降の教育課程の科目を当該科目として履修認定をすることができる。

(定期試験、追試験及び再試験)

第 23 条 定期試験は、学期 1 回以上実施する。

- 2 各授業科目について、出席を要する日数の 5 分の 1 を超えて欠席した者は、原則としてその授業科目の定期試験を受ける資格を有しない。
- 3 やむを得ない理由により定期試験を受けることが出来なかった学生に対しては、追試験を行うことがある。
- 4 定期試験の成績が合格に達しなかった学生に対しては、再試験を行う。この場合には、

所定の受験願に受験料を添えて提出しなければならない。

(他の教育機関における既修得単位等の認定)

第24条 学生が本校に入学する以前に大学、短期大学及び専門学校において履修し修得した授業科目の単位及び時間を、本校の教育課程に共通する授業科目について教育上有為と認められる場合に限り、履修したものとし単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位数は、30単位を超えないものとする。

3 介護福祉学科は、「介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」(平成20年3月28日厚生労働省社援発第0328001号)の「生徒に関する事項」の(5)の規定に基づき、学生からの申告等により、本校が事前に承認した教育機関等において、本校教育課程の領域「介護」の科目を除く授業科目と同等以上及び同単位以上を履修した場合に限り、30単位を超えない範囲で、本校における授業科目の単位として認定する。

4 こども保育学科の専門科目及び保育実習については、他の指定保育士養成施設において履修した場合に限り、30単位を超えない範囲で既修得単位として認定する。

(卒業の認定)

第25条 卒業の認定は、本校に定められた修業年限以上在学し、通学部授業科目履修規程に従って所定の全科目を修得した者について、学業成績及び出席状況に基づき、学校長が認定する。

2 介護福祉学科の学生は前項の要件を満たし、かつ日本介護福祉士養成施設協会主催卒業時共通試験に合格した者について卒業を認める。

3 学納金を指定期日までに納入しない者は、卒業を認めない。

4 卒業を認定した者には、卒業証書を授与する。

5 卒業判定に関する事項は、通学部会議規程に定める。

(称号の授与)

第26条 前条により、介護福祉学科並びにこども保育学科を卒業した者には、専門士(教育・社会福祉専門課程)の称号を授与する。

(国家資格等の取得)

第27条 学則第25条の規定により卒業した者は、次の資格を取得することができる。

2 介護福祉学科を卒業した者は、次の資格を取得することができる。

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)に基づく、介護福祉士資格

3 こども保育学科を卒業した者は、次の資格を取得することができる。

(1) 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第16条に基づく、保育士資格

(2) 財団法人児童健全育成推進財団認定の児童厚生二級指導員資格

4 所定の単位を取得した者は、次の資格を取得することができる。

(1) 財団法人日本レクリエーション協会認定のレクリエーション・インストラクター資格

(2) 財団法人日本レクリエーション協会認定の福祉レクリエーション・ワーカー認定試験受験資格

(3) 財団法人日本レクリエーション協会認定の余暇生活開発士資格

(4) 特定非営利活動法人アクティビティサービス協議会認定のアクティビティワーカー資格

(5) 財団法人日本スポーツクラブ協会認定の要介護予防運動スペシャリスト資格

(6) 社団法人全国ベビーシッター協会認定の認定ベビーシッター資格

(7) 社会福祉法第19条第1項第二号の規定に基づく、社会福祉主事任用資格

第5章 教職員、会議

(教職員)

第28条 本校には、次の(1)～(10)の教職員を置く。また、(11)・(12)の教職員を置くことができる。

- | | | |
|------------------|---------------|------------------|
| (1) 学校長 | (2) 通学部長 | (3) 通信教育部長(看護担当) |
| (4) 通信教育部長(福祉担当) | (5) 学科長(教務主任) | (6) 専任教員 |
| (7) 事務局長 | (8) 事務職員 | (9) 図書館司書 |
| (10) カウンセラー | (11) 副校長 | (12) その他必要な教職員 |

2 業務組織及び業務分掌に関する事項は、それぞれ業務組織規則及び通学部業務分掌規程に定める。

(会議)

第29条 本校に、会議を次のように置く。

2 全体における会議は、次のように置くほかは、通学部会議規程に定める。

- (1) 学校運営会議 (2) 学校全体会議 (3) 業務向上委員会会議
(4) 教育評価委員会会議

3 通学部における会議は、次のように置くほかは、通学部会議規程に定める。

- (1) 通学部教職員会議 (2) 通学部教員会議 (3) 通学部入学選考会議
(4) 通学部卒業判定会議 (5) 通学部非常勤講師会議 (6) 通学部実習指導者会議

4 通信教育部(看護担当)における会議は、看護師通信学科通則第32条及び看護師通信学科会議規程に定める。

5 通信教育部(福祉担当)における会議は、社会福祉士通信学科通則第27条、精神保健福祉士短期通信学科及び精神保健福祉士一般通信学科通則第27条に定める。

6 業務向上委員会会議及び教育評価委員会会議については、業務向上委員会規程及び教育評価委員会規程を審議する。

第6章 学納金

(入学選考料、入学金及び授業料等)

第30条 入学選考料、入学金、授業料等その他の学納金は、別表(2)のとおりとする。

2 一旦納入された学納金は、原則として返還しない。

3 授業料等は、前期分、後期分の2回に分け、各学期の始めの指定日までに納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者には、学校長の了承を得られた者に限り、延納または分納を認めることがある。

4 休学者が、学期の途中で復学する場合には、その学期の授業料等の全額を復学した月に納入しなければならない。

5 退学した者、停学を命ぜられた者または除籍された者は、その学期分の授業料等を納入しなければならない。

6 前期分授業料等又は後期分授業料等を各学期の開始までに納入した者で、各学期開始時

期までに退学した場合は、本条第2項の規定にかかわらず、納付した者の申し出により前期分又は後期分の授業料等を返還することができる。

7 入学許可を得た者で、入学手続き時に学納金を納めた後、入学年度前日までに入学を辞退した者に限り、本条第2項の規定にかかわらず、納付した者の申し出により入学金を除き既に納めてある学納金を返還することができる。

8 在学中に授業料等その他の学納金の変更があった場合には、新たに定められた金額を納入しなければならない。

(奨学金)

第31条 奨学金については、奨学金給付規程に定める。

第7章 図書館

(図書館)

第32条 本校に図書館を置き、教職員及び学生の研究、学修に資する。

2 図書館及び図書等の閲覧に関する規程は、図書館利用規程に定める。

第8章 自己点検及び評価

(自己点検及び評価)

第33条 本校は、教育水準及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施体制等については、教育評価委員会規程に定める。

第9章 賞罰

(褒章)

第34条 学業成績優秀な学生、出席状況良好な学生は、褒章することがある。

(懲戒・除籍)

第35条 次の各号の一に該当する者で、教育上必要あるときは、懲戒処分を行う。

- (1) 学校の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為のあった者
- (2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (3) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (4) 正当な理由もなく出席が常でない者
- (5) 学校構内およびその周辺において、学業の遂行あるいは学内秩序の維持を妨げる各種団体加入の勧誘行為を行った者

2 懲戒は、説諭、謹慎、停学及び退学とする。

3 次の各号の一に該当する者は除籍することができる。

- (1) 休学期間を除き、定められた在学期間を超える者
- (2) 休学期間が3年を超える者
- (3) 各年次終了時において、特別の事情なくして所定の成績を修めることができず、成

業の見込みがないと認められた者

- (4) 授業料等その他の学納金を所定の期間中に納入せず、督促を受けても期日までに完納しない者
- (5) 死亡

第 10 章 科目等履修生

(科目等履修生)

第 36 条 本校の学生以外の者で、特定の授業科目の修得又は聴講を目的として志望する者があるときは、授業に差し支えない場合に限って、選考の上科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生には、学則第 22 条の規定を準用して単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関する規程は、科目等履修生規程に定める。

第 11 章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第 37 条 附帯教育事業として、次のとおり課程を設置する。

課程名	修業期間	授業単位・時数	入学定員	総定員
看護師通信学科	3 年	62 単位	160 名	480 名
社会福祉士通信学科	1 年 9 ヶ月	3,240 時間	400 名	400 名
精神保健福祉士短期通信学科	9 ヶ月	1,092 時間	200 名	200 名
精神保健福祉士一般通信学科	1 年 9 ヶ月	2,184 時間	100 名	100 名
幼児教育専攻科	1 年	41 単位以上	20 名	20 名
社会福祉研究科	1 年	52 単位以上	30 名	30 名
介護基礎研修科	6 ヶ月	500 時間以上	30 名	30 名

- 2 看護師通信学科の通則は、別に定める。
- 3 社会福祉士通信学科の通則は、別に定める。
- 4 精神保健福祉士短期通信学科及び精神保健福祉士一般通信学科の通則は、別に定める。
- 5 幼児教育専攻科の通則は、別に定める。
- 6 社会福祉研究科の通則は、別に定める。
- 7 介護基礎研修科の通則は、別に定める。

第 12 章 雑則

(健康診断)

第 38 条 教職員及び学生の健康を保持するため、健康診断を行う。

- 2 健康診断は、毎年 1 回以上定期的にこれを行い、必要な費用は、その都度実費徴収する。

(寄宿舎)

第 39 条 寄宿舎に関する事項は、学生寮規程に定める。

(改廃)

第 40 条 この学則の改廃は、学校運営会議の議を経て、理事会の承認を受けなければならない。

(委任)

第 41 条 この学則に定めるもののほか、本校の運営に必要な事項は、学校長が別に定める。

附 則 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 この学則は、平成 20 年 7 月 1 日より施行する。

附 則 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

2 平成 22 年 3 月 31 日現在、本校の介護社会福祉学科及び児童福祉学科に在籍する者について、介護福祉学科は介護社会福祉学科に、こども保育学科は児童福祉学科に、それぞれ読み替えるものとする。

3 平成 22 年 3 月 31 日現在、本校に在学する者において、第 4 条各項、第 19 条第 1 項及び第 30 条各項に定める規定については、別に定めるもののほか、なお従前によるものとする。

附 則 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。